

スウェーデンにおける法学教育と法学教師

萩原金美

目次

はじめに

第一章 法学教育

一 序

二 一九七七年までの法学教育

三 改革の背景

四 改革の経過

五 新しい法学教育

六 訴訟法の教育——ルンド大学の場合——

七 結語

第二章 法学教師

一 序

二 博士課程

三 教授の任命手続

四 教授の社会的地位、待遇等

五 法学教師と法実務

おわりに

## はじめに

本稿は、スウェーデンの法学教育および法学教師に関する紹介的記述である。本来、筆者の年来の関心事であるスウェーデン司法、とくにその裁判官の任命・養成制度をめぐる研究の周辺部を成すものであるが、この部分だけでも独立の意義をもちうると考え、ここに分離して発表する次第である。

右のような本稿執筆の意図から、記述が訴訟法関係に偏向している嫌いがないとは思われる。この点については、読者の御海容を乞わなければならない。

## 第一章 法学教育

### 一 序

スウェーデンでは、大学の法学教育を終え、法学士号を取得することは、あらゆる分野の法律専門職（裁判官、検察官、弁護士、執行官、警察長等）<sup>(1)</sup>に就くための必要不可欠の最低要件を成している。

大学のなかで、ルンド（Lund）、ストックホルム（Stockholm）、ウプサラ（Uppsala）の三つのみが法学部を有し、法学士課程を設けている。他の大学では法学士号を取得することができない。しかし、基礎的法学課程（後述参照）は右三大学のほか、イヨーテボリイ（Göteborg）、ウメオ（Umeå）の各大学にも置かれている。

ところで、スウェーデンの大学制度については、一九七七年に新しい大学法（Högskolelag [1977:218]）および大学令（Högskoleförordning [1977:263]）の制定・施行により根本的な大改革が行なわれた。いま、ここにそれを詳述する余裕はないが、この国の新しい大学教育の特色と教育課程の組織について、一言しておくことは必要であろう。<sup>(4)</sup>

まず、外国とくにわが国の観察者からみた特色としては、

- ① 全部国公立であること（但し、ストックホルム商科大学〔Handelshögskolan i Stockholm〕は唯一の例外である<sup>(5)</sup>）。
  - ② 現在では以前の上級職業学校（パラ・メディカルの養成学校など）も大学（högskola）とされているので、大学の履修年限は教育課程により一年から五年六月まで著しく異なること<sup>(6)</sup>。
  - ③ 高校<sup>(7)</sup>からの現役入学者は定員の一部にとどめられ、とくに二五歳に達し、最低四年間職業に従事した者は、高校二年終了相当の英語の知識を有すれば入学できるとされていること。
  - ④ わが国で行なわれているような入学試験はなく、志願者が定員を超過する場合は、右の現役者、有職者などを四グループに分けて、各グループに入学者数を割り当て、その範囲内では現役者については高校の学業成績、有職者については職場での勤務状況などに基づき入学者を決定すること。
  - ⑤ 学費は無料で、原則として全員（但し、四五歳以上の者を除く）が学生生活を維持するに足りる奨学金を支給されること。
  - ⑥ 最近では学生の年齢がすこぶる高く、二五歳以上の者が約六〇％（四八歳以上約五％）もいること、などが挙げられる。
- つきに、新制度の教育課程は、
- ① 技術職学系（utbildning för tekniska yrken）
  - ② 行政・経済・社会職学系（utbildning för administrativa, ekonomiska och sociala yrken）
  - ③ 医療職学系<sup>(8)</sup>（utbildning för vårdyrken）
  - ④ 教育職学系（utbildning för undervisningsyrken）

⑤ 文化・情報職学系 (utbildning för kultur-och informationsyrken)

に分かれ、職業志向の専門教育が行なわれる。

各学系は課程 (linje) に分かれる。法学士課程 (juristlinje) は行政・経済・社会職学系に属する。

このようにして、学部 (fakultet) という観念は、大学の基礎教育 (博士課程と対比した意味での) に関しては消滅したといってもよい。<sup>(9)</sup> この段階における教学の責任機関は教育課程委員会 (linjenämnd) である。それは教員、職員、学生の各代表に加えて、原則として関係する職業生活の代表者 (法学士課程の場合でいえば裁判官、弁護士等) によって構成される (大学法二二条、大学令二二―一七条。以下たんに、前者を「法」、後者を「令」ということがある)。

さて、スウェーデンの法学教育制度は、今世紀に入ってから一九〇四年、一九三五年、一九五八年そして一九七七年と、四度にわたるかなり大規模な改革を経験した。一九七八年一月一日から行なわれている新制度は実施後まだ日が浅いので、まずそれ以前の制度とこれに対する批判や改革の背景を略述し、<sup>(10)</sup> その上で新制度の内容の紹介に移ることにしよう。

二 一九七七年までの法学教育

一九七七年まで適用されていた履修規準 (studieordning) は、一九六九年五月二三日の「法学部教育に関する政令」 (kungörelse [1969: 329] om utbildning vid juridisk fakultet) に基づく。この政令は基本的には一九五八年の「法学士試験……に関する政令」 (Kungl. Maj:ts stadga [1958:435] angående juridiska och samhällsvetenskapliga examina) に合致している。

右一九六九年の政令の履修規準 (その後も国の予算措置により微調整が行なわれているが) によれば、法学士試験のためには、入門課程のほか、一三科目すなわち、法制史、経済学・経営学、私法一部、二部、三部、刑法、訴訟法、国際



公法、公法、財政法、国際私法、法理学および法律学応用研究の履修が要求された。通常の履修年限は四年半（九セメスター）であるが、学生は実際には平均して約一年在学を延長していた。<sup>(11)</sup>

右の応用研究は哲学部に属する科目で、一セメスターの履修に相当するものと交換することができ、この交換科目については大幅な選択の余地が与えられていた。<sup>(12)</sup>

以下、理解困難と思われる科目の内容について若干説明を加える。<sup>(13)</sup>

入門課程は、私法の中心部分と刑法、訴訟法および公法の基礎、法理学の要点を含む。<sup>(14)</sup>

法制史は、スウェーデン法における法源および国制史、ならびに一七三四年法以降の発展に重点を置いた私法・刑法・訴訟法史を含む。なお、ローマ法史とそのスウェーデン法に対する影響および先進諸国における法の発展の各概観もここで与えられる。<sup>(15)</sup>

私法一部は、私法総論、財産法総論（契約法総論を含む）、動産損害賠償法（契約外の）、保険法、売買法、物権法・担保物権法、有価証券法、特別契約法、債権法総論を含む。

私法二部は、不動産法、団体法、労働法を含む。

私法三部は、家族法、無体財産権法・独占禁止法を含む。

スウェーデン法はパンデクテン・システムを採らないので、法分野の分類がわれわれ日本法曹の思考では容易に理解しがたい面がある。例えば株式会社法は団体法のなかに含まれているのである（もともと法典としては、株式会社法（aktieförelag [1975:1385] が存在する）。

刑法は、刑法総論・各論のみならず、刑法の補助科学たる刑事学、刑事政策、司法精神医学の概観を含む。<sup>(16)</sup>

訴訟法は、民・刑事訴訟手続（特別訴訟手続の基礎を含む）、強制執行法・破産法に加えて、証言心理学、犯罪捜査技

術の若干を含む。

公法は、国法学（憲法学）と行政法を含む。

財政法は、租税法に重点を置くが、財政学も含む。

法理学は、法学的概念構成・体系化、立法・法解釈技術等のほか、法思想史、比較法、法哲学、法社会学の基礎な  
いし若干を含む。

なお、法政学士試験 (Jur. pol. m. examen) の科目にも多くの法律科目が、包含されているが、ここでは省略する。<sup>(17)</sup>

履修の順序・期間は次のとおりである。

順序 (セメスター)	科目	期間 (月)
1 または 2	入門課程	二・二分の一
	法制史	二・二分の一
2 または 1	経済学・経営学	
	経済学 (一部履修)	二・二分の一
	経営学 (一部履修)	二・二分の一
3	私法一部	五
4	私法二部	五
5	私法三部	二・二分の一
6	刑法 刑法	三・四分の三

	7	訴訟法	三・四分の三
		国際公法	一
		公法	四
	8	財政法	二・二分の一
		国際私法	四分の三
		法理学	一・四分の三
	9	法学学応用研究	五
		または交換科目	

右のうち、第九セメスターの応用研究等の科目についてはシリアスな問題が生じていることが指摘されていた。この応用研究は最終セメスターを論文作成による自主独立的な研究に充てさせることを意図して、一九五八年の改革で導入されたものである。しかし次第に、学生は応用研究を回避して非法律的な交換科目を履修するようになり、しかも交換科目の範囲は大学長官庁 (universitetskanslerämbetet)<sup>(18)</sup> の決定により著しく拡大されてきた。一九七〇年代の初頭には応用研究をする者約四〇%、交換科目を履修する者約六〇%と両者の比率が逆転するにいたっている。このような状況は各法学部の当局者に少なからぬ憂慮の念を生じさせた。交換科目は一般に初学者向きで、加えて、法学にあまり関係のないものが多く、一九五八年の改革の意図に相応する水準のものとはいえなかったからである。さらに明らかな傾向として、最も学力の低い者が交換科目を選ぶことが看取された——かれらにとってこそ、むしろ応用研究がすこぶる有益なのであるが——。交換科目としてとりわけ愛好されたのは法社会学である。一九七二年に交

換科目を選んだ学生四四三人（三法学部合計）のうち実に二〇二人が法社会学を履修した。<sup>19</sup>そしてこれらの学生は、応用研究はセメスターの全期間に五月を費やすことを要求するが、法社会学なら一―二月の勉強で足りることを自認している。

通常の科目の成績評価は、入門課程および交換科目は別として、不可、可 (godkänd) 、良 (icke utan beröm godkänd) 、優 (beröm godkänd) の四段階方式であった。

なお、一九七八年一月一日前に入学した者は卒業までひき続き旧履修規準によることとされている。

ところで、一九五八年の改革は、履修内容の拘束性・固定性と法律制度全体に対する十分な概観を与えることへの配慮をもって特徴づけられており、その目的は各種の多様な法律家の職域において必要な一般的能力を養成することに向けられていた。だが、この改革による法学教育に対しても、上記のような問題のほか、さまざまな批判が生まれしてきた。続いて、これらの批判や新制度への改革の背景に存在する事情についてべっ見することにした。

### 三 改革の背景

ストレームホルム (Sig Strömholm) ——ウプサラ大学法学部教授——は、従前の法学教育に対する批判ないし改革の背景となる事情について、次の四点を挙げる。

第一は、法と社会の発展そして法律情報の増加により、法律制度の全分野を平均的にカバーしようとする履修プログラムは、特定の法分野における深化した学習の可能性を奪い、たんに表面的な知識を与えるにとどまる危険性をはらむに至っているのではないか、という問題提起が各方面からなされたことである。例えば、労働法、環境保護法、保険法などについては、より充実した教育の必要性が指摘された。

第二は、法学教育はあまりに純理論的教育に偏しており、実務的側面の教育を無視している、という批判である。

論者は医学部において臨床教育が重要な地位を占めていることと対比して、右の批判を提起する。そして、かつては長いあいだ司法実務修習 (notarietjänstgöring)<sup>(20)</sup> が大学の法学教育の延長ないし補完としての実務教育と目されていたが、いまや法学士数の激増により新法学士の約半数しか司法実務修習生になることができない現状のもとでは、法学教育における右の欠陥がさらに増幅されていると主張する。

これと関連する批判として、法学教育における経験科学的、行動科学的・社会研究の貧困さを指摘する声もある。法学生はかれが将来重要な機能を果たことになる社会に関する知識が著しく欠けているというのである。

もつとも、これらの批判に対する弁護論も主張されている。それによれば、大多数の学生は休暇中に各種の職場で働いており、<sup>(21)</sup> そのなかには法律職と必ずしも関係のない所もあるが、そういう職場ですら学生は、かなり広汎な労働生活および社会に関する経験を獲得していると考えてよいとされる。

第三の批判は、他学部と比較しての法学部の人的・物的設備の著しい貧困さに向けられた。この点はすでに一九五八年の改革のさいにも問題となり、とくに人的な面での充実を図ることとされていた。その主たる成果が、準教授 (当初は *preceptor* の *biträdande professor* とよばれた) 職の創設であった。<sup>(22)</sup>

しかし、一九六〇年代の終りには学生数は予想しえなかったほどの規模で激増した。ウプサラ大学法学部についてみると、一九五五年は六七五人だったのが一九六五年には約一、〇〇〇人、一九七〇年には約二、〇〇〇人に達したのである。それにもかかわらず、一九五八年の改革で策定された人的充実には実現されなかった。その理由はたんに国家財政的なものだけではなく、法学部教員の特殊性にある。哲学部では学生数の激増という「教育爆発」に対して新しいタイプの教師職とくに大学講師職 (*universitetslektorat*) の設置により対応した。この大学講師職は伝統的な大学教員にくらべると、きわめて大きい教育上の負担をもつ純粹の教育職と規定されている (教育時間数は、教授、

準教授の年間一三二時間に対して、大学講師は年間三九八時間である<sup>(23)</sup>。国家財政の見地からは疑いもなく安価な解決である。同時にこのことは、教育爆発に関連した学生の水準低下による大学の「学校化」という明白かつ不可避的な現実像を示すものでもある。そして哲学部では、通常、有能な大学講師の志望者を見出すことが可能だった。哲学博士号を得た者にとって、もちろん大学講師は伝統的な教授職よりは魅力にとほしいが、高校や基礎学校の教師の職よりもはるかにましな、しばしば残された唯一の選択肢だったからである。

これに反して、優秀な法律家の場合には全く事情が異なる。かれらは教育制度以外の分野において、経済的にも、昇進の面でもより魅力的な、多くの職場に就職できるのである。したがって、大学講師のような職に有能な法律家を吸引することは不可能ないし著しく困難と考えられたし、また、事実そうであった。各法学部の関係者は右の事情に加えて、法学教育はセミナーを中心とする問題解決志向型の方向を一層発展させるべきだとし、そのために研究と結合した教職すなわち伝統的な教授、準教授、助教授の充実を要求したのである。

政府は財政上の理由から大学講師による安上りの解決を意図してきたが、そもそも法学教育のコストは、これまでの結果は、一九七二年に法学生一人当りのコストは各学部中の最低で、年間僅かに約三、〇〇〇クローネ<sup>(24)</sup>だったが、他方、社会科学部のそれは四、〇〇〇—五、〇〇〇クローネ、映画・演劇監督養成課程のそれに至っては実に九万クローネであることを明らかにしている。

以上の法学教育の人的・物的両面の貧困さに対する批判は、法学部関係者のあいだできわめて強力なものになっている<sup>(25)</sup>。

第四は、近年法学生のなかで学習を中絶する者の比率がきわめて高くなっていること、および学習期間が所定の履



修年限よりも著しく超過するようになって、履修基準の在り方に対する批判である。

右の現象自体は多くの調査により確認されており、争いの余地がないが、これについてはさまざまな解釈が可能である。最も説得力が高い解釈の一つは、法学の学習を完遂するためにかなり高度の知的能力・水準が要求され、高校生のうち一部の者のみこの要件を充たしているにすぎないのに、現実にはそうでない者まで入学してくるので、後者は挫折せざるを得なくなる、というものである。

しかし、一九六〇年代における教育政策の関係者および教育行政当局は、大学教育の「機会均等」をモットーとしたため、右のような解釈を拒否し、法学教育の非効率性にその原因を求めたのである。

ある社会において、毎年二、〇〇〇人の法学生が法学部に入るのに、社会が必要とする新しい法律家の数は年間一、〇〇〇人だしよう。この一、〇〇〇人が法律家として必要な知識・能力を有していること、とくに不十分なし恣意的にその職務を行使しないことは市民の見地からみて重要であるから、そこになんらかの選別がなされなければならない。選別は大別して、高校、大学入学時、大学、労働市場の各段階において考えられる。大学入学時までの段階における選別に対しては早すぎるという異議が提起される。労働市場での選別はきわめて困難になる。半数の者が失業するか、そうでなければ長期間準備してきたのは全く異なる職業に就かねばならないからである。これは社会経済的にも最悪かつ最も有害な解決であろう。社会と排除される半数の者にとって長期間の、そして高価な間違った投資になってしまふのである。法律職から排除される者は、しばしばすでに家庭をもっており、法律職によって得られる収入を前提として債務を負担しているのだ。<sup>(26)</sup>

以上の中間——つまり早すぎず、遅すぎもしない時点——に、大学における選別が存在する。法学部学生の学業中絶率は三〇—四〇%であるが、その大部分は最初の二年間に生じており、かれらは不当に多くの時間と金を法学に注

ぎこんではないのである。もっとも、大学における選別はおそらく寛容にすぎ、社会における法律家の需要に対して供給が過大になっている。したがって、労働市場における選別がある程度必要とされているのが事実である。

このように大学における選別が不可避免であることを承認するとしても、その選別の基準が最上のものであるかどうかという問題が残っている。この点について確定的な答えを示すことは困難であるが、これまでに、自主独立的に成功裡に法学の学習を遂行する能力という基準以上のものは見出されていない。大学で法学の学習がよくできなかった者が、優秀な大学の同輩よりも法律職に就いてから有能さを発揮するという証拠はなんら存在しないのである。したがってわれわれは、心理学および教育学からの新しい基準設定のための寄与に期待しつつも、現在のところ右の基準を最も合理的なものとして維持せざるをえないのである。

この第四点すなわち脱落者等の問題は、新しい履修基準のもとでも依然として現実化する問題といわなければならぬ<sup>(27)</sup>。  
ないであろう。

以上が、改革の背景的事情として、ストレームホルムのおおむね説くところである。

#### 四 改革の経過

一九六八年に、スウェーデンにおける総合大学および単科大学制度の包括的な改革作業のために大学教育制度調査委員会(DUG)が発足した(前述した一九七七年の大学制度改革はこの委員会の報告書に基づく)。同委員会は法学教育について組織および内容の両面にわたる検討が必要だと考えた。そして一九七三年に「大学教育 法律職課程、行政職課程、社会職課程 (Högskol utbildning. Juristlinje, förvaltningslinje, social linje)」(SOU 1973:59)と題する報告書を提出した<sup>(28)</sup>。

報告書は従来の履修年限四年半を維持し、かつ、法学教育における実務的要素の導入の意見を否認する。また、社会科学に関する科目を著しく増加することにも反対し、それは法学学習のなかにそのような要素を吸収することで足



りるとする。

報告書の提案の要点は二つある。

第一に、法学教育改革の目標は根本的な教育密度の充実をはかることであるとし、この目標を達するために法学部の人的・物的充実を提案する。これは学生一人当り年間四、五〇〇フローネの国家予算の支出を必要とすることになる。この金額は社会科学部のそれと比較すればかなり控え目な数字であるが、当時の法学部のその五〇%増を意味する。第二に、報告書は完全な法学教育は法学に関する一般的能力・知見を与えるべきだという原則を維持しつつ、選択・随意科目の大幅な増加を提唱し、三セメスターはこれに充てられるべきだとする。

技術的な面については、報告書はすでに哲学部で採用されている点 (poäng) システムおよび用語法の採用を認める。すなわち一点は一週間の学習、二〇点が一セメスターを構成し、従来の科目名の (ämne) は (kurs) と変えられるべきである。<sup>(29)</sup>

なお、報告書は一部の方面から主張されていた、短期の法学教育課程の創設の案に反対し、労働市場にはその必要性が存しないという。

報告書の提案は、スウェーデンにおける立法過程の常例として、まず公私の関係機関・団体からの意見の表明にさらされたが、<sup>(30)</sup>概して好意的な評価を受けた。しかし一部からは、とくに刑法および訴訟法のような基本科目が必修から外されるというドラスティックな改革に対して、強い疑念が示された。また、サラリーマン労働組合中央組織 (T C O)<sup>(31)</sup> は二年の短期教育課程の必要性を強調し、労働市場の構造を理由にこの必要性を否定するのは誤りで、労働市場は教育制度により影響される、と主張した。

政府は、右報告書をそのまま改革の基礎とすることはできないと判断し、一九七五年七月三日の決定により、大学

長官庁に対して、文部省が作成した覚書のわく内で法学部の履修基準を作成するよう委嘱した。覚書によれば、現行の四年半の履修年限を認め、最高六〇点の選択・随意科目を設けることとされていた。加えて、短期の合目的法学教育について「労働生活における各方面」からの要望を満たすよう努めることの重要性が指摘された。

なお、コストの面における現状と委員会の提案との選択に関する検討および教職員組織の再構成に関する提案——例えば教授レベルの職務の大学講師または助手への委譲について——が求められた。

大学長官庁の提案はステンシル版の「新しい法学教育」(En ny juristutbildning. UKÄ-rapport nr 4, 1976)にまとめられ、一九七六年春に提出された。この作成作業には二つの参考調査グループ、すなわち、一つは主として各法学部および法学生学生代表者からなる「法律家グループ」、もう一つは関係団体および公的機関の代表者からなる「労働市場グループ」が、アクティヴに参与した。

大学長官庁の報告書の提案は、政府により承認され、基本的にはそのまま新しい法学教育の履修基準の内容を形成することになった（したがって、委員会の提案はきわめて限られた範囲でしか改革の基礎とされていない）。

## 五 新しい法学教育

一九七七年の改革により、大幅な履修科目に関連する変化と共に、法学士試験の名称変更 (juris kandidat examen から jurist examen へ)、科目の呼び方の改称 (ämne から kurs へ)、および成績評価方式の変更（後述）などが生ずるにいたった。

新しい法学教育制度は、法学士課程と基礎的法学課程の二つに分れる。前者は一八〇点、<sup>(32)</sup>後者は八〇点の履修を必要とする。一点は一週間の学習をいい、二〇点が一セメスター、(半年学期、五月)をなす。基礎的法学課程については、法律専門家の教育・養成の問題を対象とする本稿の性質上、説明を割愛する。しかし、

これを履修した者は法学士課程に進むことができる点に留意しておくべきである。  
 法学士課程は必修基礎科目四〇点、その他の必修科目九五点、選択科目二〇点および随意科目二五点から構成される。

必修基礎科目	点数
法学入門	一〇
法技術	二
法制史および法社会学	八
経済学	八
公法	八
法と社会	八

  

その他の必修科目	点数
私法 A (契約法等)	一〇
私法 B (家族法等)	一〇
私法 C (不動産法等)	一〇

法技術は、広義における法源資料およびその利用の仕方に関する科目である。<sup>(33)</sup>  
 法と社会は、テーマを選び、プロジェクト志向的な形で、なるべく他の基礎科目と併行して履修させるべきものとされている。

履修の順序は、各大学の教育課程委員会の定めるところによる。

私法D (労働法および団体法等) 一〇

刑法 一〇

訴訟法 一〇

行政法 一〇

財政法 一〇

国際法 (公法・私法) 七

法理学 (法情報処理を含む) 八

私法の範囲は広汎なので、ルンド大学の場合の内容を紹介すると、大要次のとおりである。<sup>(34)</sup>

私法Aは、一般契約法、特別契約法、消費者保護法、一般債権法、有価証券法を含む。

私法Bは、家族法・相続法、損害賠償法・保険法、無体財産権法、独占禁止法等を含む。

私法Cは、不動産法、不動産抵当権法、一般物権法、各種の人的・物的担保法を含む。

私法Dは、労働法・団体法、居住権法を含む。

選択科目 点数

刑法または訴訟法に関する科目 一〇

その余の必修科目に関する科目 一〇

選択科目は問題解決志向的なものであるべきであり、既修の必修科目の知識の深化または拡大を目的とする。

なお、五点は総合的論文(卒業論文)作成の一部に充てることができる。

随意科目

法学の科目を履修するほか、行政、経済または社会に関する科目の履修が認められる（いずれも最高二〇点まで）。残りの五点は、総合的論文作成のための一部として用いられるべきである。

#### 総合的論文の作成

選択および随意科目の時間のわく内で、最低一〇点の総合的論文を作成しなければならない。

履修順序は、おおむね上記の順序によるべきであるが、細目については教育課程委員会の決定にゆだねられている。

各科目について、その履修のための条件として望まれる既修科目が定められている。各科目とも履修登録が必要であり、希望者多数で、全員の登録を受理できないときは、右の条件をどのように満たしているかによって順位を決定する。<sup>(35)</sup> 例えば許訟法については、私法A—Dおよび刑法を履修し、その試験に合格していることが望まれている。

法学教育の仕方は、講義、グループ演習 (gruppvöningar) 復習演習 (repetitionsövningar) およびセミナーから成る。学生には予め読むべき教科書（およびその範囲）が指示されており、講義は重要な概念・原則やとくに理解困難なテーマ等に関してのみなされる。<sup>(36)</sup> その具体例については六に後述する。

試験は各科目の履修が終ると、その都度直ちに行なわれる。口頭もしくは書面または両者の結合形態でありうる。成績評価は従前と異なり、原則として不可、良 (godkänd)、優 (valgodkänd) の三段階方式で、一段階少なくなつた。所定の科目（総合的論文の作成を含む）を全部履修し、その試験に合格すると法学士試験に合格したわけである。特別の卒業試験は存在しないし、卒業式もない（個人ごとに卒業の日時が異なる）。ちなみに入学式もない。

なお、以上から理解されると思うが、スウェーデンの大学では通例、一科目ずつ履修し、その試験に合格してゆくのであって、数科目を併行履修することはない。

一科目ずつの履修や、入学式も卒業式もないという特異なスウェーデンの大学の在り方は、もちろん従前からの伝統的なものである<sup>(37)</sup>。

## 六 訴訟法の教育——ルンド大学の場合——

ここでは、筆者が直接に見聞する機会をもったルンド大学の一九八一年秋期セメスターにおける訴訟法の教育について説明する<sup>(38)</sup>。

訴訟法を履修するための必要な前提要件は、法学入門、法技術および法と社会の三必修基礎科目の履修を終えていることである<sup>(39)</sup>。加えて、私法A—Dおよび刑法が履修済みであることが望まれることは前述した。学生はすでに法学入門のなかで、訴訟法に関する基礎知識をかなり獲得している。このことは法学入門の教科書中の訴訟法に関する記述をみるとよく分る。それは次の三冊である<sup>(40)</sup>。

Karl Olivecrona, *Domstolar och tvistemål* (1978) (ウリーヴェクルーナ『裁判所と民事訴訟』)

Lars Heuman, *Process-och straffrätt för juridisk översiktkurs* (1980) (ヘイマン『法学概論コースのための訴訟法

および刑法』)

Per Olof Bolding, *Två rättegångar* (1977). (ポールディング『二つの訴訟手続』<sup>(41)</sup>)

ウリーヴェクルーナおよびポールディングの本はいずれも一〇〇頁前後のものであり、ヘイマンの本の訴訟法の部分は、強制執行および破産を含めて僅かに四〇頁ほどのものにすぎない。しかし、内容的にはどれもかなり水準の高いものである(その例証として、ポールディングの本の拙訳を参照いただければ幸いです)。

(三) 講義

講義の日時、テーマおよび講師は次のとおりである。<sup>(42)</sup>

日	時	テーマ	講師
一九八一年			
一月			
九(月)	一二—二四	ガイダンス	イヨンソン (Ebbe Jonsson) 刑事警視
九(月)	一八—二〇 <sup>(43)</sup>	犯罪捜査技術	講義場所ルンド警察署
一〇(火)	一二—二四	概念と原則	エルヴィング (Carl Magnus Elving) 教授
一一(水)	一二—二四	訴訟物	"
一二(木)	一二—二四	"	"
一二(木)	一八—二〇	犯罪捜査技術	イヨンソン 講義場所ルンド警察署
一三(金)	二二—二四	訴訟費用および法律援助	ヘイマン助教
一六(月)	二〇—二二	証拠法	ポールディング教授
一七(火)	二〇—二二	"	"
二三(月)	一〇—一二	特別訴訟および家事事件	ヘイマン
三〇(月)	一四—二六	強制執行法	エルヴィング
一二月			

一(火)	一四―一六	強制執行法	エルヴィング
七(月)	一四―一六	上訴手続	リーネ (Nils Börje Lihne) 地裁所長判事(兼助教)
八(火)	一四―一六	”	”
一六(水)	一二―一四	苦情処理手続	ハイマン

八二年一月

一一(月) 一四―一六 省察

エルヴィング

一二(火) 一四―一六 ”

”

なお、予定表によると、法廷傍聴および証言心理学の講義については、別におつて掲示されることになっている。一回の講義は二時間だが、実際には中間で約一〇分の休憩をとる。休憩時間中も学生の質問のためあまり休めないことが多いが、講師は学生の活発な質問を喜んでいようである。とくにポールディング教授は筆者に対して「優秀な学生たちが熱心に質問してくれるのはとても嬉しいことだ」としばしば語っていた。

## (二) グループ演習

筆者は講義とセミナーには若干回参加したが、グループ演習と復習演習には参加していないので、資料によって簡単に記すにとどめる。

グループ演習は四グループに分けて、一一―一二月中に各グループとも合計四回ずつ(一回三時間)行なわれる。担当者は、リデル (Peter Rydell) 高等裁判所判事補 (hovrättsfiskal) およびスヴェンセーテル (Lennart Svensäter) 同判事補。

## (三) 復習演習



これも四グループに分けて、一二月―一月の間に、各グループとも合計三回（一回二時間）行なわれる。

担当者はヴェストベリイ (Peter Westberg) <sup>(44)(45)</sup> 法学士。

(四) セミナー

グループ演習や復習演習と異なり、セミナーは通例、教授または助教授が担当する。

四グループに分けて行ない、一回は二時間である。テーマと担当者は次のとおりである。

証明責任に関する問題点

ボールディング

仲裁手続

”

同棲生活者の財産の差押

エルヴィング

に関する問題点

上訴手続

リーネ

勾留手続

ストランドベリイ (Hans Strandberg) 高裁判事補

検察官の訴訟行為

ハイマン

破産および和議

”

簡易支払訴訟

リーネ

訴訟費用

ストランドベリイ

セミナーでは、最低五つの問題について簡単なレポートを書くことが要求される。実際には大学ノート一枚ないし数枚のもののように窺われた。

次に、ポールディング教授の証拠法の講義を例にとつて、その内容を紹介しておこう。

講義の前に、左記内容のプリントが学生に配付された。

「私は本講義において、以下の諸命題に対する批判を行なう。諸君の質問、および抗議を歓迎する。講義中いつでもして差し支えない！ 講義の前に、エーケレーヴの教科書『訴訟手続法』の第四卷<sup>(46)</sup>を読んでおくこと——少なくともも概括的に——により、諸君は訴訟法の学習を容易にすることができる。」

#### 記

「一〜二四の事項のうち、若干を掲げてみる。」

- 二 証拠評価の目的は、裁判官が確信を形成することにある。これは大部分直観の問題である。
- 四 刑事訴訟においては、証明責任はきわめて単純である。検察官がつねにそれを負担する。
- 五 民事訴訟においては、基本的にはほとんどつねに原告が証明責任を負担するといふことができる。
- 六 主張責任を負う者は、またつねに証明責任も負う。
- 八 超過原則は<sup>(47)</sup>全く支持しがたい。ある事実を判断の根拠とするために、五一%の蓋然性の証明で足りるとすることは、法的保障の観点から不合理きわまる。」

傍点は原文では傍線の部分である。

最終の講義日が一月一二日で、同月一五日に試験（筆記試験）が行なわれる。

試験担当官はエルヴィング教授（個々の担当教員がその担当科目について試験をするのではない<sup>(48)</sup>）。試験時間は九時——三時までの四時間である。

試験準備のための文献として指示されているのは以下のものである(その読み方についても、この本は概括的に読めばよいとか、この部分は速読で足りるとか指示してある)。

Per Olof Bolding, *Två rättegångar* (1981).

Per Olof Ekelöf, *Pättegång I ~ V* (1977~1980).

” *Pättsmedlen* (1980). (上訴)

Lars Heuman, *Specialprocess* (1981).

Nils Börje Lihné, *Pättegången i tvistemål om mindre värden* (1981).

Berl Kutschinski, *Nogle vidnespsykologiska problem* (1970). (クチンスキー『証言心理学における若干の問題』  
F. Grauers, *Studiemedel, Juridisk Grundkurs* (1980) (ブラウエルスュ『法学基礎科目学習資料』)

但し、以上は新履修基準による試験についてであり、旧基準の試験のためには、強制執行法、破産法および犯罪捜査技術に関する文献が加えられている。旧基準による試験のほうが難しいという印象を受ける。

## 七 結語

スウェーデンには統一的な司法試験制度のようなものは存在しない。法学教育の終了<sup>(49)</sup>法学士号の取得が他国における司法試験の役割、機能を果している。

法学教育を終了した者すなわち法学士号 (jurist examen)<sup>(49)</sup>を取得した者は法律家である。<sup>(50)</sup>ドイツでは司法修習を終えた者のみを完全法律家<sup>フュル・ナヒスト</sup>と称するが、これに相当する言葉はスウェーデンにはない。もともと「司法実務修習を終えた法律家」(tingsmeriterad jurist)という表現はある。そして、実際には司法実務修習を終了しない限り、裁判官、検察官、弁護士はもとより、その他の公私の法律専門職および法律知識を必要とする上級の職種(上級公務員、警察長、民

間の企業、団体の幹部法律職などに就くことは至難である。この面ではドイツと状況は近似しているといえよう。

しかし、法学士号の取得により、かれは形式的には一人前の法律家として取り扱われる。裁判官任命の資格要件としても、法は法学士試験に合格していることを要求しているのみである（訴訟手続法四章一条一項、一九六四年三月六日の政令〔1964:29〕）。司法実務修習に入ることなく、法律事務所を開業する冒険の道を選ぶ者もいる<sup>(51)</sup>。この面からみると、法学教育の終了は法学士号の取得は、米国におけるロー・スクールの卒業プラス州の司法試験の合格に相当するといえる<sup>(52)</sup>。

スウェーデンにおける大学の法学教育すなわち法学士課程の履修を完了することは、この国で法律家として承認されるための唯一の道なのである。

(1) 拙稿「スウェーデンにおける執行官 (Kronfogde) 制度について」吉川博士追悼論集・手続法の理論と実践〔上〕(一九八〇年、法律文化社)三七頁以下参照。

(2) 拙訳『P・O・ポールディング、スウェーデンにおける民・刑事訴訟の動態』(近刊、ぎょうせい)第三章注(7)参照。

(3) 新しい大学制度に関する簡明な解説としては、Swedish Institute, Higher Education in Sweden (Fact Sheets on Sweden, 1981), および UHÄ (Universitets-och högskoleämberet), Studie i högskolan. Översikt för läsåren 1982/83 och 1983/84 (1981) が有益である。以下本文の序の記述も右両書によるところが大きい。なお、本稿は大学制度の運営機構については原則として論及しないので、その概要については右の Higher Education in Sweden, pp.3-4 参照。

スウェーデンの教育制度、大学制度に関するわが国の文献としては、中嶋博「北欧における“学習社会”の成立」早稲田大学社会科学研究所北欧部会編『北欧デモクラシー・その成立と展開』(一九八二年、早稲田大学出版部)所収など参照。さらに内容的にやや古くなったが、スウェーデンの学校教育および法学教育について、長期の留学体験を踏まえて紹介した貴重な業績というべき、菱木照八朗「スウェーデンにおける法学教育と法律専門職」専修法学論集七号(一九六九年)三七頁以下が忘れられてはならない(この論文は、一九六九年までの法学教育に関する必見の文献でもある)。

(4) 以下の特色のなかには、右大改革以前から実施されていたものもある。

(5) ストックホルム商科大学はスウェーデンにおける唯一の私立大学である。しかし、学費は無料であり、その運営予算は約六五%が基本財産の収益、約三五%が政府およびストックホルム市からの補助金で構成される。理事会の長は政府の任命、理事の一人はストックホルム市参事会の任命による。他に実業界から四人の理事が任命され、学長も理事を兼ねる。大学の法規程は、一九〇九年五月二七日の「ストックホルム商科大学の定款に関する国王決定」(最近では一九七九年に改正)に基づく。

このように公的色彩が強いためか、国立大学と誤解する向きもあるようである。同大学は経済学分野では長い伝統を有し、かつ高い名声を保持している。法学関係の科目もかなり充実しており、教授一人、員外教授 (*adjungerade professor*) 二人その他の教員陣を擁する。スウェーデン債権法の名著 *Obligationsrätt* (1956) の著者ローデ (Knut Rohde) は長らくこの大学の教授であった。

以上の記述は、Stockholm School of Economics etc. (n.d.) och Handelshögskolan i Stockholm, Katalog, Befattningshavare, Undervisning, Studietåret 1981/82ならびに一九八一年二月一日、同大学教授 (商事法担当) カルネル (Gunnar Karnell) 氏とのインタビューの結果による。

ここに同大学についていささか詳細な紹介をしたのは、同大学の法学教育・研究における重要性を顧慮し、かつは知友カルネル教授の好意に酬いるためである。ちなみに同教授は、英文によるスウェーデン法の最新の総合的案内書 *Stig Strömholm (ed.), An Introduction to Swedish Law (1981)* の「Ch. II The Law of Association, with Special Regard to Company Law.」の部分の執筆者である。

(6) 大部分の教育課程では履修年限は三四年とされている。最短は歯科衛生士課程などの一年で、最長は医師課程の五年半である。

(7) 高校の履修年限も二四年と異なるが (高校の教育課程の内容についてはビヤネール多美子『スウェーデンの性教育と授業革命』(一九七六年、昌平社) 一八八—一八九頁参照)、一般的な大学入学資格は二年終了で与えられる。教育課程ごとに特別の入学資格が要求されうる。例えば法学士課程では、社会科学およびスウェーデン語については三年終了を要する。また、成人教育機関である国民高等学校の教育も高校のそれと同視される。法学士課程の特別入学資格については、UHÄ, Högskolan 1982/83 *Utbildning för administrativa, ekonomiska och sociala yrken* (1981), s. 14.

(8) 中嶋教授は「福祉職業系」と訳しているが (前掲二〇〇頁) これは分りにくく、語義および教育課程からみて「医療職業系」と訳するのが適切であろう。英訳では *Education for medical and paramedical (また nursing) professions* となっている。UHÄ, *Studying in Sweden 1981/1982. Higher education for visiting students* (1981), p. 29. 前掲 *Higher Education in Sweden* p. 2. *Upplysning* 他の学系についてもその包含する課程の内容に適合した訳語を付するのはかなり困難である。原語を付記したゆえんである。

(9) Stig Strömholm, *En ny juristutbildning vid ett nytt universitet. Svensk Juristtidning* (以下 SvJT と異称) 1977 s. 513. 学部役割・機能は研究者の養成・採用の段階で、前面に出てくるのである。

(10) この点の記述は Strömholm, a.a.s. 497—513. によるところが大きいが、本文の記述中その出所をとくに明示しない部分は同論文によるもの

である。

なお、一九六九年直前ごろの法学教育については、菱木・前掲参照。一般的にいつて、従前の法学教育は数次の改革にもかかわらず、学生による自学自習を中心としていた。SOU 1946:57 Vissa organisations-, utbildnings- och tjänstgöringsfrågor vid domstolarna s.239 och Strömholm, a.a.s.496. 後述するところから明らかかなように、この特色は現在でもかなり濃厚に残っているところである。

(11) Domstolsverket, Översyn av notariemertiteringen-en utredning verkställd av domstolsverket på uppdrag av regeringen (1978). s.39.

(12) 哲学部という名称の学部は現在存在していない。人文学部(Humanisk) 社会科学部(samhälsvetenskaplig) 数学=自然科学部(matematik-naturvetenskaplig)を総称して哲学部と一般に呼ぶ。Stockholms universitet, Studie handbok 1971-72(1971), s.20.

(13) Domstolsverket, a.a.s.39.

(14) SOU 1973:59 Högskoleutbildning. Juristlinje, Förvaltningslinje, Social linje. s.32-33.

(15) 一七三四年法は、現在の成文法典の基礎を成している統一成文法典である。

(16) スウェーデン訴訟法典は民事・刑事両訴訟手続に関する統一規定を包含する。

(17) SOU 1973: 59 s.35 をみよ。なお、菱木・前掲四九一五〇頁にもその当時のものが掲載されている。

(18) 一九七七年の大学制度改革により、新設の大学庁(universitets-och högskoleämbet 略称 UHÄ)が発展的解消を遂げた。SOU 1973: 3 Högskolan. Sammanfattning s.65-66 等参照。しかし、その長官は従前と同じ名称の universitetskansler である。

(19) 一九七二年における交換科目とその履修者数(三法学部の合計)は次のとおりであった。学生の関心傾向を知る意味で掲げておく。

法社会学	一一〇一一
刑事学	六三
経営学	五七
社会学	四七
経済史	一一一
政治学	一一六
経済学	一一六
実践哲学	九
統計学	四
理論哲学	三

歴史学	三
環境保護	一
労働市場工学 (arbetsmarknadsteknik)	一
合計	四四三

出所 SÖU 1973: 59 s.34.

- (20) 司法実務修習については近く別稿において詳述する予定で、すでに大部分の執筆を了している。
- (21) 法学生はとくに夏季休暇中に、法律関係の職のアルバイトの機会を得ることが多い。その職場は銀行、裁判所、検察庁、執行官局、警察等である。政府各省や中央行政庁でも可能である。これらの学生はしばしば「夏季修習生」(sommarrotarie)とよばれる。Domstolsverket, a.a.s 43.

ちなみに、スウェーデンでは一般的に初等教育の段階から学校教育と職業・労働教育とを密接に関連づけている点について、中嶋・前掲二〇六一―二〇九頁等参照。

- (22) 従前、三法学部の教授数は合計二六人だったが、教授四人、準教授一四人が増加するほか、他の教職員数も増えることになった。準教授は給与のランクが教授より低いだけで、助教授 (docent) と異なり、教授と同様に正規の職である (なお訳語については第二章注(1)を参照)。
- Folke Schmidt, *Omläggning av juristutbildningen*. SvJT 1957 s.354-357.

なお、現在では準教授は教授と一本化され、存在しない。

- (23) この時間数は一九七七年当時のものであり、現在でも同じかどうか確認できていない。

- (24) いずれも、一九七二年の賃金状況を基礎にして算出した教育および運営の費用である。SÖU 1973: 59 s.201.

- (25) この点に関するストレームホルムの論調はきわめてきびしい。かれは法学部の教員組織の在り方について「各法学部と教育行政当局および文教政策関係者のいずれの判断がより妥当であるかは、将来が明らかにするに違いない」と述べている。Strömholm, a.a.s.503.

- (26) 奨学金債務のことを念頭において述べているものと思われる。学生のはほとんど全部が奨学金によって大学生活を維持しており(一九八〇年現在、一年分の奨学金中返還不要分二、二〇〇クローネ、返還必要分一万八、七〇〇クローネ)、その返還必要分については利息は付かないが元本債務は物価指数の変動等により増額されるから、この債務は大学卒業者にとってすこぶる重い経済的負担となるのである。

- (27) 以上のストレームホルムの論調全体を通じて、万人に平等に開かれた大学教育という理念を徹底的に追求しようとする政府側と、その教育政策の結果として大学教育の現場に生じてくるさまざまな問題に苦悩する教授側との見解の対立ないし差異が鮮明に浮かび上がってくるようである。



- (28) A5版、細活字で、全文三七〇頁を越える詳細なものである。法学士課程の履修プランは、三三五—三五〇頁に収められている。なお、この報告書の内容の紹介として Carsten Welinder, *Inför en ny juristutbildning*. SvJT 1976 s.390-393 がある。
- (29) ämne, kurs などの意味する内容は同一であるから、訳語としてはいずれも科目でよいと考える。
- (30) くれおハッス (remiss) というのが、適切な訳語が見当たらない。英語でも通訳がないうしく、辞書では「sända på till remiss (レックスを送る)」→refer to for consideration」(Svensk-englisk ordbok [1969, Esette studium] s.605) 「commitment (committal) [for consideration, circulation [of a matter] for consideration (Svensk-englisk fack ordbok [1977, Norsted] s.727) などと訳しているにすぎない。
- (31) TOCOについては、川口弘『福祉国家の光と影』(一九七四年、日本経済評論社)七六一—七八頁参照。なお、同書六九—七六頁のSACOに関する記述も合わせて参照されたい。(但し、一九七五年以降SACO/SRとなった)。
- (32) したがって、履修年限は従前と同様に四年半となる。
- (33) Kjell A Modeer, *Rättsteknik* (1980) s.9.
- (34) Lunds universitet informerar, *utbildningsbeskrivning*. Juristtjänsten (1980), s.4-5. なお、前述の旧制度に関する科目の説明も参照。中央の定める履修基準の範囲内で、各大学の教育課程委員会に、履修科目の内容および履修の順序等に関して決定する権限が与えられている(法二二条、令二二章五、六条)。これは一九七七年の改革の理念の一つである大学運営における意思決定の分権化を示している。
- (35) Lunds universitet, *Lokal plan, juristtjänsten* (1981) s.5.
- (36) Robert Boman, *Procedural Law, in Faculty of Law at Uppsala University* (1976), p.163.  
 ルンド大学の教育カウンセラーのアルムルトソン (Lars-Olof Albertson) は、外国人学生に対する助言のなかで、スウェーデンの大学は入学はやさしいが、教育水準は当初からきわめて高いことに注意を促がしている(そのために、実際に多くの外国人学生がスウェーデンの大学における学業の継続に失敗している)。そして、スウェーデンの大学教育で最も大切なことは、教科書を暗記することではなく、理解し、要約し、比較し、その上で学んだ知識を用いて新しい問題を解決することだと述べている。UHA, *Higher education for visiting students*, p.34. このことは法学教育について全くそのまま妥当する。
- (37) これらの点については、菱木照八朗「スウェーデンの大学」大学時報二八卷一四七号七〇頁以下に興味深い記述がみられる。
- (38) ウンサラ大学における訴訟法教育の実状(但し、一九七七年の改革前)については、Boman, *op. cit.*, p.163.
- (39) *Juridiska institutionen vid Lunds universitet, processätt HT 1981.*
- (40) *Akademibokhandeln kursbok 81/82* s.37. したがって、一九八一年秋に訴訟法を履修する学生が本文の三冊を読まずみだとは断言できないが、一般的状況を示すには足りると思う(刊行年を参照。ハイマンの本以外は改訂版の年を示す)。



- (41) 拙訳『スウェーデンにおける民・刑事訴訟の実態』(近刊、ぎょうせい)がある。
- (42) 以下の講義、セミナー等に関する記述は、ポールディング教授の好意で同氏から提供された資料および一九八一年一一二月における自身の観察に基づく。
- (43) スウェーデンの大学の講義やセミナーは、このように夜間に行なわれることも少なくない。
- (44) ヴェストベリイは副手(amanuens)である。副手については後述の博士課程の個所を参照。
- (45) 以上から分るように、スウェーデンの法学教育には多くの実務家や、若い助手・副手が関与しているのである。
- (46) Per Olof Ekelöf, Rättegång IV. 初版は一九六三年に出た。かれの Rättegång IV は判決手続(但し上訴の部分を除く)に関する唯一の詳細かつ総合的な教科書であり、しばしば版を改めている。第四巻は証拠法を取り扱う。
- (47) 前掲拙訳書第一章注(25)およびこれに関連する本文を参照。
- (48) 菱木・前掲注(3)五三頁、注(37)七三頁参照。
- (49) スウェーデン語の examen は「試験」と「学位号」(ないしディプロマ)という二つの意味をもつ。
- (50) ポールディングは、法律家の職域の問題を取り扱う論文のなかで、法律家を「法学の基礎教育(法学士課程の意—萩原注)を終了した者」と定義している。Per Olof Bolding, Marknadsföring av jurister. SvJT 1981 s.657.
- (51) スウェーデンでは、弁護士資格と法律業務(弁護士業務)を行なうこととは別個の問題であることについて、拙稿「スウェーデンの弁護士制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』(一九七六年、日本評論社)一三七頁、一四〇頁等参照。もっとも、法学士になって直ちに法律事務所を開いても成功のチャンスはきわめてとほしいといわれている。
- (52) 優秀な成績で卒業した法学士はほとんど必ず司法実務修習に入る道を選ぶが、例外もないわけではない。例えば、若冠四二歳で首相に就任し、その後一度は失脚したものの、最近再び首相の座に復帰した社会民主党首のパルメ(S. Olof Palme)は、法学士(一九五一年)であるが、司法実務修習はしていない。
- ちなみに、かれの兄 J. Claes W. Palme はストックホルムの高名な弁護士である。

## 第二章 法学教師

### 一 序

法学教育に関連して、本章においては法学教師について述べる<sup>(1)</sup>。法学教師はひろい意味では法曹の一環を成すものであるから、本稿の当初の意図ないし問題関心からいっても、一つの重要なテーマなのである。

さて、スウェーデンの大学における法学教師は——法学教師に限らず大学教員一般についてそうであるが——、研究と教育という職務を併有する教職すなわち教授、助教授および研究助手 (forskarassistent) と、原則として教育担当の職務を有する大学講師 (universitetslektor) との二系統に分けられる。後者が近時の大学における「教育爆発」に対応して設けられたものであることや、法学教育におけるこの職のはらむ問題点については、すでに第一章三において述べた<sup>(3)</sup>。

本章では教授および助教授とくに前者を中心として述べることにする。但し、以下の叙述において教授という語は一般に助教授を含む意味で用い、両者を区別する必要があり、かつ文脈上その区別が明らかでないときは教授について正教授という呼称を用いる。

教授を志す者は、まず法学博士 (juris doktor) の学位を取得しなければならぬ<sup>(4)</sup>。スウェーデンの学位制度は一九六九年を境にして大きく変化した<sup>(4a)</sup>。そこでまず、新旧のそれについて概観することにする。

### 二 博士課程

#### (一) 旧制

旧制の博士号の取得はきわめて長期間を要した。まず、リセンティアート (licentiat) 論文を書いてその試験に合格し、ついで博士論文を作成し、その試験に合格しなければならなかった。一般に、リセンティアートは *Dr. D* に相当すると考えられていたようである。

試みに、三法学部の訴訟法担任教授の、博士号等取得の時期を調べてみると、次のとおりである。<sup>(5)</sup>

ルンド	氏名	法学士	法学リセンティアート	法学博士
-----	----	-----	------------	------

ボールディング (Per Olof Bolding)

一九四二 一九五一 一九五一

エルヴィング (Carl Magnus Elwing)

一九四九 一九六〇 一九六一

ストックホルム

ラーソン (Sven Larsson)

一九四一 一九五八 一九五八

ヤコブソン (Ulla Jacobsson)

一九五三 ? 一九六四

ウプサラ

ローマン (Robert Roman)

一九五二 一九六〇 一九六四

ほとんどが博士号を取得するのに一〇年以上かかっている。ラーソンに至っては二〇年近い。もっともかれの場合は、一九五〇年に哲学のリセンティアートも得ているので、余計に日時を要したのであろう。

博士論文の合格の成績評価は、可 (godkänd)、良 (icke utan beröm godkänd)、優 (med beröm godkänd)、秀 (med utmärkt beröm godkänd)、最優秀 (berömlig) に分れていたが、最優秀はまれにのみ与えられた。優以上の成績でないと、法学部の助教授への任命は考慮されなかったといわれる。<sup>(6)</sup> このことも博士号取得に慎重となり長年月を費すことに寄

与したであろう。なお、司法実務修習 (notarietjinstgoring) の経験が、博士号取得の前提要件とされた。<sup>(7)</sup>

博士号を優以上の成績で取得すると、間もなく助教授に任命された。<sup>(8)</sup> 上記の五人についてみると、ポールディング、エルヴィングおよびポーマンは博士号を取得した年に、ヤコブソンはその翌年に、ラーソンはその翌々年にいずれも助教授になっている。<sup>(9)</sup>

博士論文はすべて公判されているが、いずれも数百頁に達する労作であり、スウェーデン法学界における重要文献のほとんどは学位論文だといってよいほどである。

他方、学部構成員にとっても博士論文の審査に関与することは、その果すべき最も困難にして、かつ重要な職務の一つと考えられてきた。<sup>(10)</sup>

このように博士号の取得はきわめて困難なので、実務家でこれを得た者はまれである。最近の調査によると、裁判官中博士号を有する者は地裁では僅か一人、高裁でも四人（一人は名誉博士号）にすぎない。<sup>(11)</sup>

もつとも、最高裁判事（二五人）のなかでは、七人が博士号を有している。しかし、うち四人は名誉博士であり、正規の博士である三人はいずれも教授から最高裁判事に就任した者である（但し、一人はまず高裁部長判事〔代理〕になり、その後最高裁入りをした）。最高裁判事には若干の教授出身者が含まれる慣行になっている。また、行政最高裁判事（二三人）中にも博士が一人いるが、助教授から裁判所に転じた者である。<sup>(12)</sup>

(二) 新制<sup>(13)</sup> 新制の博士課程では、中間段階のリセンチアート試験は廃止され、博士試験一本になった。<sup>(14)</sup> この博士課程に関する法規整は、新しい大学法二、五、七条および大学令八章によりなされている。

新制の博士課程は、四年間のフル・タイムの研究を前提としている。助手 (assistant)、副手 (amanuens) の職にある者——これらの職については後述参照——については通常五年が必要である。しかし実際にはより長く六―七年は

かかる<sup>(14)</sup>とされる。また旧制と異なり、ふつう六〇―八〇点(その計算の仕方は学部と同じ)の科目の履修が含まれる。博士号を取得するためには、

- ① 博士課程における科目を合格点をもって履修したこと、
  - ② 公開討論の場で、反対討論者および質問者に対して、口頭で論文の内容を防禦したこと、
  - ③ 論文審査に合格したこと<sup>(15)</sup>、
- を要する(令八章二七条)。

公開討論は、旧制の博士課程当時から伝統ある制度で、大学令に厳格な形式が定められており、学部委員会、<sup>(16)</sup> (Fakultetsnämnd) が反対討論者および議長を指名する。

論文の評価については、学部委員会の指名する三人ないし五人で構成する成績評価委員会がこれを行なう。指導教授 (Handledare) はその必要的構成員である。評価にあたっては論文の内容のみならず、公開討論における防禦も考慮される。評価は合格か不合格のみで、従前のような詳細な段階付けはしない<sup>(17)</sup>。

博士課程の者に財政的援助<sup>(18)</sup>を与える一方法として助手または副手として雇用することが行なわれる。助手はフル・タイムで年間一、〇〇〇時間、副手はパート・タイムで、一級副手は年間六〇〇時間、二級・三級副手は年間四〇〇時間働くことが要求される。年間の服務時間は通常一、七六六時間とされているので、これと働くことが要求される時間との差、すなわち助手の場合でいえば七六六時間は給与を得ながら自己の研究に充てることが許されるわけである。この種の職に就いている者は全体の約四分の一といわれる<sup>(19)</sup>。助手、副手への任命は、研究に対する財政的援助の一形態なので時限的である。まず、任期一年として任命され、さらにその後最高五年の期間に限って任命される。スウェーデンの大学では博士課程の者が助手、副手として学部の講義等を行なうことはかなり一般化している(第一章六

参照)。

ルンド大学法学部についてみると、一九八一年現在、合計二九人が博士課程に在学している。その内訳は法制史三、私法一一、刑法五、訴訟法三、公法二、法理学五である。最古参者は一九六六年に学士号を取得した者である。<sup>(20)</sup>

### 三 教授の任命手続

記述の便宜上、正教授の任命手続についてのみ述べることにする。<sup>(21)</sup> スウェーデンにおける法学教師の任命手続の特色を理解するためには、正教授のそれをみるのが最も適切だと思われるからである。

教授の任命手続については一九七五年以前とそれ以降とでかなりの変化がみられる。しかし、その叙述に入るに先立って、まず一言しておくべきことは、スウェーデンにおける公務員の任用手続の特徴についてである。

スウェーデンにおける公務員の任命手続は公正を期するため、歴史的に古くからきわめて厳格な形式化されたものであり、訴訟手続に類似するといわれる。<sup>(22)</sup> 大学教授も公務員であるから、その任命手続も全く同様に行なわれる。<sup>(23)</sup>

県知事 (landshövding) や行政庁の長官のようなトップレベルの官職〔通常裁判所では、最高裁判事、高裁長官、高裁部長判事、ストックホルム、イヨーテポリイ、マルメ三大地裁の所長判事がこれに属する<sup>(24)</sup>〕を除いて、空席の官職は公告され、応募資格を備えるすべての者が任命を申請する権利を有する。任命に関する手続的規整は、「官公職への雇用に関する法律」(lag [1976:600] om offentlig anställning) が定めている。この法律は国家公務員のみならず、公企業の職員や地方公務員にも適用される。<sup>(25)</sup>

#### (一) 一九七五年以前

一八〇九年の統治組織法(憲法)以来、憲法上、官職への任命については「勤務成績および有能さ」(förjänst och skicklighet) のような客観的理由のみが顧慮されるべきである旨定められている(同法二八条二項、新法二一章九条二項)。

大学教授については一八五二年に、上記の理由は「学問的有能さ」(vetenskaplig skicklighet)のこととされた<sup>(27)</sup>。さらに一九七五年七月からは「教育的有能さ」(pedagogiska skicklighet)も重視されるに至った<sup>(28)</sup>。

だが、「学問的有能さ」といい、「教育的有能さ」といい、いずれもさぶる幅の広い概念なので、その運用上問題が生ずることは否めない<sup>(29)</sup>。前者について後に詳述する。

さて、一九七五年以前の任命手続は、当時の大学令 (universitetsstadgan) により次のように行なわれた<sup>(30)</sup>。

公募にかかる科目を有する各大学から選ばれた三人——場合によっては四人——の専門家による審査委員会が構成される。審査委員については除斥・忌避 (jav) の規定の適用がある<sup>(31)</sup>。

審査委員は、書面をもって各申請者に対する自己の判断とその簡潔な理由を示さなければならない。複数の者を適格と認めるときは三人まで順位を付して挙げるができる。

審査委員会の意見提出後、案件は学部教授会にかけられる。その構成員はすべて、申請者各自の適格性の有無および推せん順位について自己の意見を述べなければならず、その上で評決が行なわれる。こうして学部の推せん決定がなされる。この学部の推せん決定は大学長官庁に送付され、同庁はこれに自己の意見を付して、さらに任命権者である政府に送付する。

学部の推せん決定に不服がある申請者は政府に不服を申し立てることができる。学部、大学評議会および大学長官庁は、これについて意見を述べることができる。

(審査委員会や大学長官庁の推せんに関する意見に対しては、不服申立ができない)。

なお、申請の勧誘に基づく任命手続 (tillsättning efter kallelse) もあったが、これについては説明を省略する(□)に、新制度における同種の手続について述べてある。基本的には両者は酷似している)。



(一) 一九七五年以降

現在の任命手続は現行の大学令一九九章に定められている(もつとも、一九七五年の改革は同年の大学令〔TOL:336〕によりなされた)。

正教授は、職務推せん委員会 (Tjänsteförslagsnämnd) の推せんに基づき、政府が任命する。委員会は原則として学部組織に結合している。その構成員は、学部長、学部委員会の指名する者一人、大学理事会の定める者一人、学部委員会が個々の案件について指名する専門家三人、学生代表一人、事務職員代表一人である(令一九九章三一、三二条)。個々の案件について指名される専門家は別として、任期は三年である(但し、学生代表は一年)。

右の専門家は、北欧諸国の当がい専門科目に通曉した者であることが望ましく、うち一人は当がい学部に属する者であるべきである(同章三二条二項<sup>(32)</sup>)。

任命権者たる政府と委員会との関係は、最高裁(判事)と調査官(室)<sup>(33)</sup>とのそれのように、後者が前者の決定のための調査・準備機関の役割を果たすわけである。

なお、委員会は申請者の有無にかかわらず、申請していない者に申請を勧誘 (indjuda) することができる。この勧誘は申請しないことに正当な理由を有し、かつ、申請者がいる場合には、申請者のいづれよりも著しく有能と考えられる者についてのみすることができる(同章四五条)。

専門家委員は、原則として書面でもって、任命に値すると考える申請者の有能さについて簡潔な理由を付して述べ、かつ、その順位を示さなければならない(令四六条)。

委員会は最も適格と認める者を推せんすべきである。特別の理由が存するときは、さらに二人を推せんすることができ、この場合は順位を付さなければならない。この委員会の推せん決定には理由を付することが要求される(同章



四八条)。この決定に対しては政府に不服の申立をすることが許される(令二五章一条)。

(三) 法学教授の任命の実態

一九七五年以降の新しい手続に関しては、その実態に関する調査・研究は存在しないが、それ以前の実態についてはシンドストランド(Hans Kindstrand)の興味深い論文があり、また、スウェーデンの代表的法律雑誌であるスウェーデン法曹時報(SvJT)誌上にも、若干の審査委員会の意見が掲載されている。<sup>(35)</sup> シンドストランドの論文のなから、一九七二年におけるウプサラ大学法学部の訴訟法担任教授のケースを紹介してみよう。<sup>(36)</sup>

申請者はウプサラ大学の訴訟法準教授ボーマンとストックホルム大学の訴訟法教授ラーソン(かれはその前年に教授になっていた)<sup>(37)</sup>の二人だった。

審査委員会の構成員は、ポールディング(ルンド)、エーケレーヴ(ウプサラ)およびゴマード(Gomard)<sup>(38)</sup>。後二者は申請者双方とも適格ありと認め、推せん順位を一位ボーマン、二位ラーソンとした。しかしポールディングは、ラーソンのみを適格者と認めた。

学部の多数意見は、エーケレーヴおよびゴマードと同意見だったが、少数意見はポールディングに組し、また一人は、順位を一位ラーソン、二位ボーマンとした。

ラーソンは、学部の推せん決定に対して不服を申し立てた。学部および大学評議会は棄却意見であったが、大学長官庁は逆に認容の意見を述べた。政府は不服申立を認めず、学部の推せん決定に従って任命を決定した。

問題は、教授任命のための学問的有能さの内容として考えられていた「二冊の著書」という要求に關していた。この点については少しく説明を要する。従来、学問的有能さに関する一般的基準として、おおむね次のような基準がひろく合意されてきたといわれる。<sup>(39)</sup> すなわち――

- ① 助教授については「優」の成績の博士論文を作成したこと、
- ② 準教授については、右に加えて博士論文の約半分の業績に相当する論文を書いたこと、
- ③ 教授については、①に加えて博士論文に匹敵する水準の著書をもう一冊書いたことである。

ポーマンは一九六五年に準教授に任命されたが（実はこのときも、ポーマンとラーソンの争いで、ポーマンが勝利を得たのである）、<sup>(40)</sup>その後第二の著書を書いておらず、若干の論文、書評等を発表しているのみで、これらは博士論文に匹敵する水準のものとは、審査委員会によって認められなかった。これに対してラーソンは、前回の争いの後、未公開の論文を作成しただけであるが、その水準からみて「学問的活動」においてポーマンに勝ると判断された。

学部の審議にあたって、ヘッスレル<sup>(41)</sup>（Hessler）は、教授任命にあつての二冊の著書の要求は、第一に博士論文があるらゆる意味できわめてすぐれたものであること、<sup>(42)</sup>第二に相当数の水準の高い小論文を書いていること、の二要件を充たすときは例外的に排除されるべきだと主張した。

学部の多数意見はこれに同調すると共に、ポーマンの学問的生産力の低さは、かれが準教授任命後かなり長期間、学部運営主任（*prefekt*）として学部行政事務に携わらねばならなかったことで弁護しうると考えたようである。

ちなみに、ポールディングが一九六四年にルンドの訴訟法担任教授への任命を申請したときは、他に申請者はなく、審査委員はエーケレーヴ（ウプサラ）、ヴェラムソン（ストックホルム）、ウリーヴェクルーナ（ルンド）だった。前二者はポールディングを適格と認めたが、ウリーヴェクルーナは反対した。その理由は、ポールディングの学位論文（*Bevisbördan och den juridiska tekniken* [1951] 証明責任と法技術）における「超過原則」（*övertvikprincip*）<sup>(43)</sup>、およびその後の著書 *Skiljedomen* [1962]（仲裁判断）における判例の処理に、いずれも問題があるというのである。

また、現最高裁判事ヴェラムソンが一九六〇年にストックホルム大学の訴訟法担任教授への任命を申請したときは、競争者なく、審査委員会も全員一致の意見でかれを適格と認めたが、審査委員の一人にヘルシンキ大学の訴訟法担任教授のパルムグレン (Bo Palmgren) が、フィンランドからわざわざ招かれているのが注目を惹く<sup>(44)</sup>。

以上、法学教授の任命の実態に関して若干の紹介をこころみだが、われわれにとってもいささか参考となるものを提示していると考えたからである。<sup>(45)</sup>

#### 四 教授の社会的地位・待遇等

スウェーデンにおける大学教授 (正教授) の地位は、法的にも社会的にもすこぶる高く、また、その数は少ない。

正教授は、正規の裁判官その他一部の高級公務員と同じく、政府の信任状 (fullmakt)<sup>(46)</sup> をもって任命されるのである。これはスウェーデンにおける伝統的な高官の任命方式で、これによる任命は正規の裁判官と同様の身分保障を与える。

三大学の法学部の正教授数は

ルンド	一四 (うち訴訟法二)
ストックホルム	一八 (右同)
ウプサラ	一五 (右同)

で、合計しても五十人足らずである (この数字には、ウプサラ、ストックホルムで各一人の経営学の教授を含んでいる<sup>(47)</sup>)。なお、他の学部および大学にも若干の法学教授が存在する。

スウェーデン法曹時報の人物らには、最高裁判事、高裁長官クラスの異動の場合にのみ、写真入りで経歴が紹介されるが、法学の正教授の任命も同様である。<sup>(48)</sup> もって、法学教授のプレステージの高さの一斑を察することができるであろう。

やや古い資料（一九五八年）であるが、二四の職業のプレステイジに関する調査によると、大学教授は第一位を占めて<sup>(49)</sup>いる。

しかし、その給与など物的待遇については必ずしもそれほど恵まれているとはいえないようである。正教授の給与は、地裁所長判事（その定数は一〇〇人）よりも低いのはもちろん、裁判官職に入った者が一般的に到達しうるポストとされる地裁判事（*radman*）や高裁判事（*hovrättsråd*）よりも低いといわれる<sup>(50)</sup>。一九八一年現在、教授の最低基本給はL二二（月額九、五三〇クローネ）、地裁判事のそれはF二二（月額一万四〇六クローネ）である<sup>(51)</sup>。

このことが研究者の養成過程の長いこと、長期間の身分的不安定と経済的困難と相まって、研究者の補給を困難にしている大きな原因を形成している<sup>(52)</sup>。

医学、工学の分野のように労働市場における需要が高い教授職については、特別に高い給与水準の設定が可能になっている。「研究者養成教育のメリット評価」（*Forskarutbildningens meritvärde*）と題する政府の調査委員会の報告書は、法学教授についても同様の措置が必要だとの見解を示している<sup>(53)</sup>。

筆者の狭い見聞の範囲でいえば、研究室の大きさ、設備などもわが国の大学の研究室と大差ないように思われ<sup>(54)</sup>、また、教授に専属のセクレタリーその他の補助者はついていない。

## 五 法学教師と法実務

法学教師と司法部との人事交流は、現状では最高裁を別とすればきわめてまれである<sup>(55)</sup>。また、前記のように博士号の取得は著しく長期間を要し、かつ困難であるのに、司法部内における昇進等のためにはメリットとして役立たないばかりか、勤務年限の計算上不利益な効果をもたらすといわれている（任命、昇進にあたって年功序列主義が働いたため、博士課程在学中の期間がマイナスになるわけである<sup>(56)</sup>）。しかしそれにもかかわらず、スウェーデンにおける法学研究（者）

と法実務（家）との関係は、わが国などと比較すればはるかに密接である。<sup>(57)</sup> この点に関してはとくに次の二点が重要である。<sup>(58)</sup>

第一は、法学者のほとんど全部が修習をしていることである。一九七三年までは法学博士号を取得するためには修習経験が要求されていた。そして、修習の内容はわが国の修習と異なり、裁判所書記官として口頭弁論・公判調書の作成や、裁判官として簡易・軽微な事件の審理・裁判を行なうなど、実際に裁判（補助）実務に関与するのであるから、法学者の実務に関する知識、経験はかなり深いものがある、といえるのである。

第二は、法学の正教授および助教授は高裁の員外裁判官（adjungerad ledamot）として任命されうることである。<sup>(59)</sup>（高等裁判所規則六二条）。その期間は教授について各三年につき三月、助教授について同じく六月とされている。地裁の裁判官としての任命についても同様である。

右の二点について前記調査委員会の報告書は、次のようにいう。<sup>(60)</sup>

第一点について、委員会は法学研究と裁判実務との協同を促進するための措置の一環として、博士号取得の要件として修習を復活させるべきかどうかを検討した。しかし、修習が博士課程に入る前に要求されるならば、現状でも困難な研究者の補給がさらに困難になるおそれがあることなどの理由から、この案は採用できない。<sup>(61)</sup>

第二点については、員外裁判官としての任期の制限の徹廃および員外裁判官の制度が行政高裁にも設けられること（そのための行政高裁規則の改正）、さらにこの制度の教授、助教授以外の法学教師への拡張を提案する。

また、これに関連して逆に、裁判官はもちろん、検察官、警察長、執行官の職に在る者についても、博士号取得その他法学研究のために規則的に休職期間が与えられるべきこと（現行規定では一〇年間に合計二四〇月）などが提案されている。

その他、右調査委員会の提案中重要と思われるものを列挙すると、次のとおりである。

- ① 法学博士号の取得は、裁判官、検察官、警察長、執行官の職における四年間の執務と同様に取り扱いすること。
  - ② 博士号を取得した者については、二年半の修習期間を一年短縮し一年半とすること。
  - ③ 員外裁判官としての執務期間の制限を撤廃すること。
  - ④ 法学教師の執務期間を裁判官としてのそれと同様に扱うこと。<sup>(62)</sup>
- このようにして、法学研究(者)と法実務(家)との一層の交流、協力が期待され、かつ推進されつつあるのである。

(1) 本章のテーマについても、菱木・前掲「スウェーデンにおける法学教育と法律専門職」に有益かつ興味深い記述がみられる(六九―七三頁)。その一部はアウト・オブ・デートになっているものは、是非参照されたい。なお、菱木教授は docent を講師、preceptor, biträdande professor を助教授と訳しているが(それ自体としては適訳である)、本稿では新設の universitetslektor (直訳すれば大学講師とならざるをえない)の訳語との関係などから、docent を助教授、preceptor, biträdande professor を準教授と訳する(第一章でも同様に訳した)。

(2) かつては、教授と助教授との中間に進教授という職があったが(第一章注(22)参照)、現在では教授と一本化された。その理由については SOU 1977: 63 Fortsatt högskoleutbildning, s.223.

(3) 一九八一年現在、各法学部における大学講師の数は、ルンドニ、ストックホルム一、ウプサラ〇計三人にすぎない(Sveriges statskalender 1981〔1981〕により調査)。

なお、大学講師の職務はもっぱら教育面を担当することにあるといっても、その任命の資格要件としてはやはり博士号の取得が要求されている点は注目しておくべきであろう(後注〔4〕参照)。

(4) 法的な資格要件としては、スウェーデンの博士号(またはこれに相当する資格)を有することは、大学講師、助教授または研究助手への任命には必要であるが(令一九九章七条)教授への任命には要求されていない。教授任命についての形式的要件は規定されていないのである。

SOU 1981: 30 Forskarutbildningens meritvärde s.74-75.

(4<sup>a</sup>) 新しい博士制度は一九六九年七月一日から施行された。改革の経過については SOU 1981:29 Forskningens framtid, s.82-83.

(5) スウェーデンの人名録である Vem är det 1981 (1981) によらぬ。なお、Sveriges statskalender 1981 を合わせて参照した。



- ヤンソンについては、リゼンティアート取得に関する記載がない。また、ウプサラには、もう一人訴訟法の教授としてリンドブローム (Per Henrik Lindblom) がいるが、若年のためか (一九三九年生で、一九七九年教授に任命)、『Vem är det』に登場されていない。
- (6) Hans Kindstrand, Om rättsvetenskap och akademisk befordran, i *Skrifter till minnet av Halvar G.H. Sundberg* (1978) s.173, Ruth Bader Ginsburg and Anders Bruzelius, *Civil Procedure in Sweden* (1965), pp.57-58.  
なお、当時は研究助手の職は存在しなかった。
- (7) 一九五八年の「法学士試験……に関する政令」(Kungl. Maj:ts stgda angående juridiska och samhällsvetenskapliga examina [1958: 435]) では、リゼンティアート号取得の前提要件として一年以上の実務経験が要求された(二六条)。
- (8) このようなわけで、その内容、機能からみてスウェーデンの博士論文は、従来、ドイツの教授資格論文 (Habilitationsschrift) に相当したところであると見らる。
- (9) Vem är det 1981 により調査。
- (10) Karl Olivecrona, *Docent betyg eller icke?* SvJT 1963 s.528.
- (11) SOU 1981: 30 s. 96—97. の数字を sveriges statskalender 1981, Vem är det 1981 により修正した。なお、高裁の四人のうち二人は法学部での教職等のため出向している。  
地裁の唯一人の裁判官はリーネ (Nils Börje Linné) 地裁所長判事である。氏は督促手続に関する研究で学位を取得した。その論文 *Lagso:knig* (1968) は全文約三八〇頁、英・独・仏文のいずれかで要約をつけるというスウェーデンの博士論文の例にしたがい、独文の要約が載っている。なお、かれは Lund 大学法学部の助教授も兼務している (第一章六参照)。
- (12) Vem är det 1981 および Sveriges statskalender 1981 により調査。但し、博士号をもつ最高裁判事中一人については、名譽号かどうか Vem är det の記載では分らないが、経歴からみて名譽号に間違いないと考えられる。Vem är det 1981 s.768 (Nordensson JUIF の項目) 参照。
- (13) 以下、新制の博士課程に関する記述については Lunds universitet, *Forskarutbildning* (1981) によるものが大きい。
- (14) もっとも、最近では技術系の学問を中心として、中間的学位試験の復活を望む声が労働市場において強く、政府の委員会によりその旨の提案もなされている。SOU 1981:29 s.116-120 och SOU 1981: 30 s.38-39。
- (14<sup>a</sup>) 一九七六—七七年学年度における法学博士号取得までの正味の平均的研究時間は一四・五セメスターすなわち七年余となっている。SOU 1981:29 s. 102 による。
- (15) 論文は、スウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語、英語、仏語または独語で書かなければならない。英・仏・独語で書いてないものは、そのいずれかによる要約を包含しなければならない。この要約の翻訳に必要な費用は、国庫から支弁される。また、論文の公開討論の実



際については菱木・前掲七一頁参照。

- (16) 学部委員会は、研究者の養成および研究に関する事務を担当する機関である。学部長を委員長、副学部長を副委員長とし、学部の構成員(博士号を有する教員)のなかから選出された教員五人、博士課程の学生代表二人、研究関係職員代表二人等をもって組織される(法二四条、令一四章二二条)。

- (17) 博士号を取得すると、申請に基づき学長から学位取得証明書が発行される。なお、毎年一回(ルンドでは通例、春学期の最終金曜日)学位授与式が挙行されるが、これは名誉博士号などの授与も行なうセレモニーで、別に出席は要求されない。しかし多くの新博士は出席を好む。この式にひき続いて夜はダンスパーティーを伴う祝宴が開かれ、近親者も同伴できる。

- (18) もちろん、奨学金制度もわが国などと比べれば完備というに近い。

- (19) Swedish Institute, Higher education in Sweden (Fact Sheets on Sweden, 1981), p.4.

- (20) Juridiska fakulteten, Lunds universitetet, Forskare och forskningsprojekt vid juridiska fakulteten i Lund 1981(1981) により調査。なお全国的な統計数字については SOU 1981:29 s.100.

- (21) 例えは助教授については、*テニエ*がなく(*スウェーデン語の表現では非正規(jche-ordinarie)の職*)、任命権者は大学理事会(högskolestyrelse)であり、推せん決定機関が学部委員会である点において、正教授の場合とは大きく異なっている(令一九章一六条等)。SOU 1980: 3  
Lärare i högskolan s.139.

なお、教授の任命手続に関する歴史的概観については SOU 1973: 54 Professors tillsättning s.127-135.

- (22) Bertil Wennergren, I statens tjänst (1981) s.75, Stig Jägerskiöld, Svensk tjänstemannarätt. I (1956) s.485.

- (23) Hans Kindstrand, Om rättsvetenskap och akademisk befordran i Skrifter till minnet av Halvar G.F. Sundberg (1978). s.161-

- (24) SOU 1974: 96 En öppnare domarbana. s.47.

- (25) 手続の概要については Wennergren, a.a.s. 75-85 を参照。

- (26) 勤務成績とは、実際には勤務期間の長さを指す。つまり年功序列主義である。しかし、上級の官職になればなるほど有能さが優先的に考慮され、勤務年限はほとんど問題になれなくなる。大学教授についても同様である。Wennergren, a.a.s. 81-82, Robert Malmgren, Sveriges grundlagar och tillhörande författningar med förklaringar (Tuppl. av Erik Falhbeck och Halvar G.F. Sundberg, 1957) s.37-38.

- (27) Kindstrand, a.a.s. 161.

- (28) A.a.s. 180. 大学令一九章一二条一項一号が教授への昇任事由について規定する。

- (29) SOU 1980: 3 s.132-137.

- (30) 以下の記述に基づいて Kindstrand, a.a.s. 162-164 och SOU 1973: 54 s.41-43 を主として参考にした。
- (31) 行政手続においても、訴訟手続に類似する除外・忌避の制度が設けられていることが、スウェーデン行政手続法の最大の特徴の一つである。行政法 (förvaltningslag [1971: 290]) 四条をみよ。一九七二年まで適用された大学令二〇〇条は「申請者との間に、審査委員の信頼性を傷つけるような関係を有する者は、審査委員になることができない」と規定していたことと異なるが、行政法四条は、より詳細かつ具体的な規定を設けるに至った。その内容および解説については、Håkan Strömberg, *Allmän förvaltningsrätt* (1980) s.98-100 を参照。
- (32) SOU 1980: 3 s.312.
- (33) スウェーデン最高裁における調査官制度については、拙稿「最高裁判所調査官制度の比較法的検討——スウェーデンにおける上告調査官 (revisionssekreterare) の紹介を中心として」民商法雑誌八四巻一号 (一九八一年) 一頁以下参照。
- (34) 前掲注 (23) の論文。
- (35) 例えば、ポールディングの Lund 大学教授任命審査については SvJT 1964 s.233 に掲載されている (その内容については後に取り上げる)。もっとも最近では、この審査意見は同誌上に全くみられない。その理由は不明である (教授の数が増加したためだろうか?)。
- (36) Kindstrand, a.a.s. 177-178.
- (37) すでに教授である者も、他大学に応募する場合は、助教、準教授からの申請者と同様の立場に置かれる。これは公務員一般についていえることである。例えば裁判官が他の裁判所の同一ランクのポストに転任を希望する場合にも公募、申請、審査という順序をとるのである。
- (38) ゴマードについては調べたが、経歴、専門など不明である。
- (39) エーケレーヴはポールディングのかつての指導教授であるが、この案件では、かつての師弟が反対の立場に立っている点が興味を惹く。
- (40) Kindstrand, a.a.s.173.
- (40) このときの事情もシンドストランドの論文に述べられている。Kindstrand, a.a.s. 176-177.
- (41) 原論文からは分らないが、現最高裁判事 (当時ウプサラ大学の私法担任教授) の Henrik Heassler をちすのではないかと考えられる。
- (42) ボーマンの学位論文は *Om återopande och återopörda i despositiva tvistemål* (1964) (和解が許容される民事訴訟における主張と主張責任) であり、ラーソンのそれは *Förliking i tvistemål* (1958) (民事訴訟における和解) である。一九六五年のウプサラ大学訴訟法準教授任命の審査にあたって、審査委員会 (ポールディング、エーケレーヴ、ヴェラムソン) は、全員一致の意見で、ボーマンの論文の質はきわめて良く、ラーソンの論文と比較してより高い水準にあると判断している。Kindstrand, a.a.s. 177.
- (43) SvJT 1964 s.233-234.

この人事は、ウリーヴェークルーナの後任の教授に関するものであった。

- (44) SvJT 1960 s.149-152.
- (45) スウェーデンのような透明な情報社会においては、学者ないし大学教授に関してほとんどすべての情報が公表されている。これを検討することは「科学の社会学」(sociology of science)の比較研究にとって有益ではないかと考える。その意味で本稿の記述が多少の素材の提供となりうれば幸いである。科学の社会学については、新堀通也『日本の学界』(一九七八年、日本経済新聞社)、同編著『学者の世界』(一九八二年、福村出版)など参照。
- (46) 本来、私法上の代理ないし委任 (fullmakt) から借用した用語・概念であるが、時の経過と共に、公法上の概念形成が行なわれ、この任命方式により任命された公務員は、旧統治組織法三六条によらなければ免されない憲法上の権利を有する、と解された。Jägerskiöld, a.a.s. s.251-254. この任命形式による公務員は現在、裁判官その他総数で約一万三、〇〇〇人といわれる。Wennergren, a.a.s.70.
- (47) Sveriges statskalender 1981 により調査。  
なお、わが国と異なり、政治学等の教員は法学部に存在しない。
- (48) 例えば最近のものとして、SvJT 1980 Häfte 2 には法務大臣の異動、行政最高裁判事の任命と並んで (s.158-159) 同く SvJT 1981 Häfte 9 では最高裁判事、高裁長官の任命と共に (s.654) 正教授の任命が掲載されている。
- (49) Harold K. Becker and Einer O. Hjellemo, Justice in Modern Sweden (1976), pp.64-65 に于て。
- (50) SOU 1981: 30 s.101.
- (51) Sveriges statskalender 1981, s.25-29.  
しかも注意すべきは、スウェーデンでは裁判官の給与がとくに高いわけではないことである。むしろ同一ランクの行政官とくらべると裁判官のほうがいとらわれている(一九八一年二月三日アスペリン (Erland Aspelin) 高裁判事とのインタビューの結果による)。
- (52) SOU 1981: 30 s.101.
- (53) A.st.
- (54) ルンド大学の場合は建物が古く、本文の記述がそのまま妥当する。しかし、ストックホルム大学の場合、旧建物の研究室はすこぶる手狭だったが、新しくできた建物の研究室はかなり広く、設備も豪華な感じがした記憶が残っている(十年以上前のことなので正確ではないが)。
- (55) 行政最高裁判事のペトリン (Gustaf Petén) のように、大学の助教授から裁判官に転じた者もいる。Vem är det. 1981 s.837. 逆に裁判官から教授になった例として、最近ではストックホルム地裁部長判事 (cheftjänstman) からルンドの労働法担任教授に任命されたエド Lund (Sten Edlund) が挙げられる。かれは裁判実務のかたわら博士号を取得し、ストックホルムの助教授を兼ねていた。SvJT 1979 s.656.
- (56) その結果として、若い優秀な法学士が博士課程に進むことを希望しなくなり、法学教師の補充が困難になるのみならず、司法運営上も好ま

しからざる影響を生ずることがしばしば問題とされてきた。一九四八年には政府決定により次のような基準が定められた。すなわち、博士論文の成績が「可」、「良」である者については二年、「優」以上の成績の者については二年から三年までの期間を、裁判官としての任命・昇進にあたって勤務年限に加算することとされたのである。但し、論文の内容は、私法、刑法、訴訟法、国際私法または法制史（上記法分野に関連するものに限り）に関するものでなければならなかった。そしてその後も、さまざまな事態改善のための提案がなされたが、博士号をもっていて裁判官職に就こうとする者はきわめて少なく、右の基準も実際には空文化しているようである。また一九六六年に、リセンティファート号を有する者が司法実務修習を行なう場合は、修習期間を六月短縮する旨定められたが、これは一九七〇年に廃止されてしまった。SOU 1981:30 s. 94-97.

なお、歴史的に助教から法実務への転身が、実務法曹との強い競争にさらされたことについて、SOU 1947:75 1945 års universitetsberedning III. s.160.

(57) 係争事件の法律問題に関して、当事者の求めに応じて書面または口頭で意見を述べることについては、Ginsberg and Buruzelius, op. cit., pp.58-59.

(58) SOU 1981: 30 s.100-101.

(59) 例えは、ホールディングは自己の員外裁判官として書いた少数意見を、その論文中に引用している。Bolding, "Reliance on authorities or open debate? Two methods of legal argumentation," in *Scandinavian Studies in Law* 1969 (1969) 68-69. (福山達夫訳「権威による解決か、市民による解決か、紛争処理の二つの方式」判例タイムズ三四八号（一九七七年）八四一八五頁。

(60) SOU 1981: 30 s.100-102.

(61) 修習を経ない教授または助教は、員外裁判官として執務することはできるが、通常の裁判官に任命されることはできない。もっとも、修習の修了は実際上裁判官として任命されるための不可欠の要件をなすが奇妙なことに法令上明文の規定は存しない（検察官については規定がある）。SOU 1981:30 s.94.

(62) この点および注(61)に述べた点については、法学教師の大部分が全く実務的訓練を受けておらず、実務と絶縁されているにひとしいわが国が、かえって平等取扱いに徹しているのはいささか奇異な感じがしないでもない（わが裁判所法四一―四三条）。

## おわりに

以上、スウェーデンの法学教育と法学教師に関して、現在の筆者の能力と知見の範囲内で、なるべく正確かつ具体的な説明をこころみたりである。ある部分については冗長の観があるかも知れない。しかし、一国の法制度、司法制度の実相を真に理解するためには、このような作業を行なうことも必要だと筆者は信じている。

その意味では、本稿はまだすこぶる不十分なものにすぎない。いずれ補正の機会を得たいと念じつつ、ひとまずこれで擱筆する。